



# 第1期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年12月19日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号  
修養団SYDビル2階 SYDホール

## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役の報酬額決定の件
- 第3号議案 監査役の報酬額決定の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社タスキホールディングス

証券コード：166A

株主各位

証券コード 166A  
2024年12月3日

東京都港区北青山二丁目7番9号  
株式会社タスキホールディングス  
代表取締役社長 柏村 雄

## 第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://tasuki-holdings.co.jp/ir/stock/#sokai>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タスキホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「166A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができるので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月18日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくな、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（4頁をご参照ください。）より議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 興

## 記

<b>① 日 時</b>	2024年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
<b>② 場 所</b>	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 <b>修養団S Y Dビル2階 S Y Dホール</b> (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>③ 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> 1. 第1期（2024年4月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第1期（2024年4月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役の報酬額決定の件 第3号議案 監査役の報酬額決定の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
<b>④ 議決権行使についてのご案内</b>	3、4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - 連結計算書類の連結注記表
  - 計算書類の株主資本等変動計算書
  - 計算書類の個別注記表
 なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りしております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載いたします。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月19日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに  
ご投函ください。

行使期限

2024年12月18日（水曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月18日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

- (1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、4、5号議案

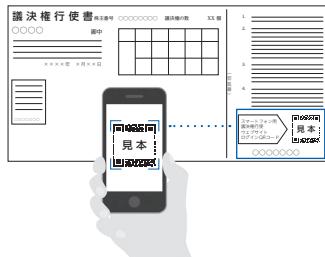
- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

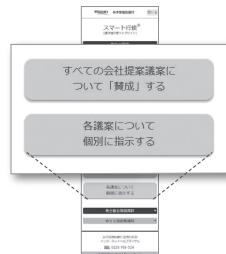
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



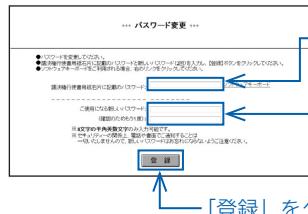
「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「パスワード」を入力

「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

**0120-768-524**

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

(提供書面)

# 事業報告

(2024年4月1日から2024年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、個人消費の持ち直しや、企業の堅調な設備投資の継続などの内需を中心に全体として緩やかな回復傾向となりました。個人においては、名目賃金が増加するなど、雇用・所得環境の改善とともに、消費者マインドも改善傾向が続いております。企業においては、人件費や原材料費などのコスト増加を販売価格に転嫁する動きがサービス業を中心に進展しており、また人手不足の深刻化やデジタル化の進展を背景としたソフトウェア投資をはじめとして設備投資も堅調に推移しております。このほか、PCやスマートフォンなどの買い替えやAI関連需要の高まりなどに伴う世界的な半導体需要の押し上げや、インバウンド需要の回復などの外需も企業の景況感の改善要因となりました。

先行きについては、個人消費の継続的な回復や設備投資のさらなる拡大などが期待されるものの、実質賃金の改善や、人件費・物流コストの増加による状況などを注視していく必要があると考えられます。また累積的な米国の金融引き締めによる景気後退の可能性もあるなど、日本経済の減速につながるリスクにも注目を要します。加えて当連結会計年度終了後には日米両国においてそれぞれ衆議院選及び大統領選が実施され、経済政策やそれによる金融市場・実体経済への影響についても注視が必要です。

当社グループの主たる事業領域である不動産市場においては、当連結会計年度において不動産価格は依然として高値圏で推移しており、特に東京都では戸建住宅と比較してマンション価格の上昇が目立ちます。また、一都三県では一棟マンションの価格も上昇傾向にあります。建築資材の価格高騰や、マイナス金利政策の解除による金利上昇などの外部環境はあるものの、緩和的な金融政策の継続や、実質金利が依然として極めて低い水準であるほか、国内外金利差と為替相場からみた国内不動産の割安感の継続により、国内外投資家の不動産投資に対する意欲は底堅く推移しており、当社グループにとって良好な事業環境となっております。

このような市場環境のなか、当社は2024年4月1日付で共同株式移転の方法により、株式会社タスキ（以下、「タスキ」）と株式会社新日本建物（以下、「新日本建物」）の両社の共同持株会社として設立されました。また、同月22日には株式会社オーラ（以下、「オーラ」）を連結子会社化し、新たに発足したタスキホールディングスグループは、シナジーの創出や、不動産事業のデジタル化への取り組みを加速させ、強化された経営基盤のもと、事業ポートフォリオの最適化により、持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

Life Platform事業においては、国内外の投資家・富裕層に向けた販売が好調に推移いたしま

した。タスキと新日本建物が保有する物件情報の共有も開始しており、今後も商品コンセプトの統一化など、経営統合によるシナジーの最大化を進めて参ります。またタスキでは当連結会計年度において「タスキ キャピタル重視型 第7号ファンド#2」など合計4本のファンドを組成いたしました。2024年6月には金融商品取引法に基づく投資助言・代理業の変更登録も完了し、コストの面からファンド規模を拡大しやすい信託受益権取引によるファンド組成が可能となりました。今後はさらなる投資家のニーズに応えるべく、ファンドのアセットサイズの多様化など、より一層の商品ラインナップの拡充に努めてまいります。

非連結であるSaaS事業においては、主力サービスである「TASUKI TECH LAND（物件情報管理サービス）」が不動産デベロッパーや仲介企業を中心に好評を得ており、当連結会計年度末の導入社数が目標の100社を超えて104社となりました。新たに特許を取得し提供を開始した「TASUKI TECH TOUCH&PLAN（建築ボリュームプラン自動生成サービス）」とともに、引き続き不動産業界のDX化を推進してまいります。

経営体制の整備・強化として、経営統合によるグループ全体での業務効率化と経営資源の効率的な分配・活用のため、コーポレート機能の集約を図るとともに、M&A・グループ戦略部を新設いたしました。今後も経営統合の効果の最大化と当社グループの持続的な企業価値向上を実現してまいります。

当社は設立に際し、企業結合における会計上の取得企業をタスキとしたため、当連結会計年度の経営成績は、タスキの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結経営成績を基礎に、新日本建物の2024年4月1日から2024年9月30日までの経営成績と、オーラの2024年5月1日から2024年9月30日までの経営成績を連結したものとなります。なお当連結会計年度は、当社の設立後最初のものとなるため、前年同期との対比は行っておりません。

また、当該企業結合に伴い、取得原価の配分（Purchase Price Allocation (PPA)）と呼ばれ、取得原価を被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の公正価値（時価）を基礎として、当該資産及び負債に配分するプロセス）を実施し、被取得企業である新日本建物が保有する棚卸資産等につき評価替えを行っております。棚卸資産の評価替えに基づく取得原価の配分額は、当連結会計年度においてその大半が取り崩しにより費用化されており、一過性のものであるため、翌期以降の連結業績への影響は軽微であります。

このような状況のもと、当連結会計年度における経営成績は、売上高が474億55百万円、EBITDAが54億78百万円、営業利益が40億65百万円、経常利益が35億60百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が22億17百万円となりました。

なお、当社はM&Aの積極的な検討を継続し、インオーガニック戦略を推進するためキャッシュ・フロー重視の経営にシフトする観点から、当社のキャッシュ・フロー創出力とオーガニック成長の実態を表す指標としてEBITDAを開示しており、EBITDAは、営業利益+減価償却費+のれん償却額+株式報酬費用+PPA(棚卸資産の評価替え)取崩額として算出しております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

なお、各セグメントの金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

(Life Platform事業)

売上高は472億54百万円、営業利益は40億84百万円となりました。

(Finance Consulting事業)

売上高は2億23百万円、営業利益は1億2百万円となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、23,696千円であります。

③ **資金調達の状況**

当連結会計年度において、特筆すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第1期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売上高(千円)	47,455,431
経常利益(千円)	3,560,423
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,217,276
1株当たり当期純利益(円)	53.39
総資産(千円)	59,415,611
純資産(千円)	21,929,167
1株当たり純資産(円)	413.42

(注) 1. 当社は2024年4月1日設立のため、前連結会計年度以前の状況については記載していません。

2. 当社は、2024年4月1日付で株式会社タスキと株式会社新日本建物の経営統合とともに、両社の共同持株会社として設立されました。設立に際し、株式会社タスキを取得企業として企業結合を行っているため、当連結会計年度の連結経営成績は、取得企業である株式会社タスキの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結経営成績を基礎に、株式会社新日本建物の2024年4月1日から2024年9月30日までの経営成績と、株式会社オーラの2024年5月1日から2024年9月30日までの経営成績を連結したものとなります。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	分	第1期 (当事業年度) (2024年9月期)
営業収益(千円)		2,256,744
経常利益(千円)		1,859,645
当期純利益(千円)		1,840,980
1株当たり当期純利益(円)		35.74
総資産(千円)		22,912,730
純資産(千円)		21,747,430
1株当たり純資産額(円)		422.09

(注) 当社は2024年4月1日設立のため、前事業年度以前の状況については記載していません。

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タスキ	2,254百万円	100.0%	Life Platform事業
株式会社新日本建物	854百万円	100.0%	
株式会社オーラ	480百万円	71.1%	
株式会社タスキプロス	25百万円	100.0%	Finance Consulting事業
株式会社Z I S E D A I	25百万円	100.0%	SaaS事業

(注) 1. 2024年4月22日に株式会社オーラの株式の71.1%を取得し、連結子会社といたしました。

- 株式会社タスキプロス及び株式会社Z I S E D A Iは、株式会社タスキの完全子会社（当社の孫会社）であります。

#### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当 社 の 総 資 産 額
株式会社タスキ	東京都港区北青山二丁目7番9号	7,169百万円	22,912百万円
株式会社新日本建物	東京都新宿区新宿四丁目3番17号	12,918百万円	

### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ① 経営体制強化

当社グループの企業価値向上のためにはコーポレート部門の強化、グループ内のシナジー発揮、及びインオーガニック戦略が重要であると考えております。当社グループは当社にコーポレート部門を集約しており、グループ経営に資するプロフェッショナル人財の採用や経営の効率化などを推進するとともに、事業における連携などグループ内のシナジー発揮に取り組んでまいります。またインオーガニック戦略として、既存事業領域の拡大や新規事業領域への進出を目的としたM&Aのほか、SaaS分野でのプロダクト連携やパートナーの獲得によるエコシステムの構築を目的とした投資を実施してまいります。

#### ② SaaS事業のARR増加

SaaS事業のARRの増加には、新規ユーザーの獲得と顧客単価の引き上げが重要であると考えております。機能拡張や競合サービスからのリプレイスユーザーの増加により拡大したターゲット市場に対する広告宣伝活動や、営業体制を強化するセールス&マーケティング投資の積極的な実施を通じて、新規ユーザーを獲得してまいります。またさらなる機能拡張や精度の向上のほか、投資を通じたエコシステムの拡大により顧客単価の引き上げに取り組んでまいります。

#### ③ 既存ビジネスの拡大

当社グループの持続的成長には既存事業の拡大が必要不可欠であり、この実現のために以下3点の取り組みが重要であると考えております。

##### 1. 不動産DXの強化

生産性の向上にはDX化の推進が重要であり、当社はグループDX戦略研究部を設置し、グループ横断的なDX化を推進するとともに、SaaS事業との情報共有・知見共有を通してプロダクトの開発・改善も併せて推進してまいります。

##### 2. 組織の拡大及び人財の採用と育成

当社グループの成長の源泉となる優秀かつ高い意欲をもった人財の確保と育成が重要であります。即戦力人財を中心とした積極的な採用活動を進めるとともに、最大限に能力を発揮できる環境を整備し、全従業員のワークライフマネジメントを後押しする制度の構築や組織風土を醸成してまいります。

##### 3. 事業ポートフォリオの多角化と収益構造の多層化

事業の拡大と安定化のため、当社グループ内でのシナジーの発揮による新たな事業機会の創出や新規事業領域をターゲットとしたM&Aを通じて事業ポートフォリオの多角化と収益構造の多層化に取り組んでまいります。

#### ④ システムの安定性確保

当社グループの事業はコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故などにより通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

⑤ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

継続的な企業価値の向上のためには、経営の健全性と透明性を高めるコーポレート・ガバナンスの確立が重要であると考えております。当社に集約したコーポレート部門によるグループ全体での内部管理体制の構築や研修の実施に取り組む方針であります。また経営環境の変化に迅速かつ適切に対応した意思決定、公正で透明性があり、かつ効率的な業務執行体制を構築していく方針であります。

⑥ サステナビリティへの取り組み

当社グループはESG経営の推進が中長期的な企業価値の最大化につながると考えており、サステナビリティ委員会を設置し、事業活動を通じたカーボンニュートラルの推進、環境負荷の軽減、継続的に住み続けられる安全でレジリエントなまちづくりの推進に取り組むほか、多様性や人権の尊重など社会課題の解決、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、持続可能な社会の実現に向けたESG経営の高度化を図っていく方針であります。

## (5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
Life Platform事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ IoTレジデンス物件の企画・販売</li><li>・ リファイニング物件の仕入・販売</li><li>・ 物流施設等の企画・販売</li><li>・ 不動産オーナー向け資産コンサルティング</li><li>・ 不動産クラウドファンディング・不動産ファンドの組成・運用</li></ul>
Finance Consulting事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不動産金融プラットフォーム運営</li><li>・ 不動産担保ローン</li></ul>
SaaS事業（非連結）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不動産業界向けDXプロダクトの開発・販売</li></ul>

## (6) 主要な営業所及び工場 (2024年9月30日現在)

### ① 当社

本社	東京都港区北青山二丁目7番9号
----	-----------------

### ② 子会社

株式会社タスキ	東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社新日本建物	東京都新宿区新宿四丁目3番17号
株式会社オーラ	東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社タスキプロス	東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社ZISEDAI	東京都港区北青山二丁目7番9号

## (7) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
Life Platform事業	78名	—
Finance Consulting事業	2名	—
全社(共通)	28名	—
合計	108名	—

- (注) 1. 当社は、2024年4月1日設立のため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。  
 2. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員は含んでおりません。  
 3. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。  
 4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	—	39.4歳	4.7年

- (注) 1. 当社は、2024年4月1日設立のため、前期末との比較は行っておりません。  
 2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者含む。）であり、使用人兼務役員は含んでおりません。  
 3. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。  
 4. 当社の従業員15名のうち13名は、株式会社タスキ及び株式会社新日本建物からの転籍者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先		借入額(千円)
株式会社みずほ銀行		3,437,332
城北信用金庫		3,345,500
株式会社きらぼし銀行		2,357,400
東京シティ信用金庫		2,351,300
大東京信用組合		2,038,500

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,535,523株 (自己株式11,759株を含む)  
(注) 当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年5月10日付で普通株式81,600株を発行いたしました。
- (3) 株主数 25,306名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
村 上 三 郎	10,000,128	19.41
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	3,214,660	6.24
株 式 会 社 ユ ニ テ ッ ク ス	2,093,476	4.06
株 式 会 社 ジ ェ イ ・ エ ス ・ ビ ー	1,046,860	2.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	987,400	1.92
京 東 株 式 会 社	928,560	1.80
株 式 会 社 S B I 証 券	623,478	1.21
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	470,008	0.91
中 野 孝 一	410,600	0.80
村 田 浩 司	405,556	0.79

(注) 持株比率は自己株式（11,759株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年5月10日付で普通株式81,600株を発行し、交付いたしました。

### 3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	近藤 学	(株)新日本建物 代表取締役社長
代表取締役社長	柏村 雄	(株)タスキ 取締役 (株)Z I S E D A I 代表取締役社長
取締役	村田 浩司	(株)タスキ 代表取締役社長 (株)タスキプロス 取締役会長
取締役	茂木 敬裕	(株)新日本建物 取締役
取締役	小野田 麻衣子	(株)ライトスタッフ 代表取締役 (株)エクササイズ フェロー (株)マイカンパニー 代表取締役 (株)リソー教育 社外取締役
取締役	大場 瞳子	(株)J TOWER 社外取締役 スターチス税理士法人 代表 P i c o C E L A(株) 社外監査役 M&Aキャピタルパートナーズ(株) 社外監査役
常勤監査役	古賀 一正	(株)タスキ 監査役
監査役	南 健	(株)Epsilon Molecular Engineering 社外取締役 (株)カンフォーラ 代表取締役社長 (株)アクシス 社外監査役 (株)人機一体 社外取締役
監査役	熊谷 文磨	(株)コードギング 社外監査役 AWL(株) 社外監査役 イミュニティリサーチ(株) 社外監査役 (株)ジョリーグッド 社外監査役 (株)シェアリングエネルギー 社外監査役

- (注) 1. 取締役小野田麻衣子氏及び大場瞳子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役古賀一正氏、監査役南健氏及び監査役熊谷文磨氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役古賀一正氏は、金融機関における長年の経験や他の企業における財務経理部門の長としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役南健氏は、長年の管理部門管掌役員等の経験及び企業への経営支援の経験を有しており、資金調達・資本政策・管理会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役熊谷文磨氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬は、当社定款において当社の設立の日（2024年4月1日）から最初の定時株主総会の終結の時までの期間について定めております。当該内容については、当社の設立にあたり2023年12月21日開催の株式会社タスキの定時株主総会及び2024年1月25日開催の株式会社新日本建物の臨時株主総会において決議されております。なお、当社設立時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

- ・取締役 500百万円以内
- ・監査役 50百万円以内
- ・取締役（社外取締役は除く。） 譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権  
金銭報酬とは別枠で100百万円以内、割り当てる株式数167,000株以内

当社は、2024年4月1日開催の取締役会において、「役員報酬決定に係る基本方針」の制定について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成する。但し、社外取締役の報酬は、監督機能を担うという職務に鑑み、固定報酬のみとする。

イ. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の金銭報酬とし、役位別の報酬額を基本として職責、在任年数等に基づき経済情勢、当社の成長力等を考慮して決定する。

ウ. 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益を基に算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

エ. 譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役の固定報酬を基に、役位・担当職務・貢献度・在任年数・当社株式の保有数等を考慮し、総合的に勘案して決定する。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、社外役員を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、当該答申を踏まえて取締役会が報酬を決定する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	173,699 (4,200)	123,760 (4,200)	—	49,939 (一)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	182,699 (13,200)	132,760 (13,200)	—	49,939 (一)	9 (5)

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

## ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

## ④ 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小野田麻衣子氏は、株式会社ライトスタッフの代表取締役、株式会社エクサウィザーズのフェロー、株式会社マイカンパニーの代表取締役及び株式会社リソー教育の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大場睦子氏は、株式会社 J T O W E R の社外取締役、スターチス税理士法人の代表並びに P i c o C E L A 株式会社及び M & A キャピタルパートナーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役古賀一正氏は、株式会社タスキの監査役であります。同社は当社の子会社であります。
- ・監査役南健氏は、株式会社Epsilon Molecular Engineeringの社外取締役、株式会社カンファーラの代表取締役社長、株式会社アクシスの社外監査役及び株式会社人機一体の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役熊谷文磨氏は、株式会社コーワクッキング、AWL 株式会社、イミュニティリサーチ株

式会社、株式会社ジョリーグッド及び株式会社シェアリングエネルギーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	小野田麻衣子	当事業年度に開催された取締役会全11回全てに出席しました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	大場睦子	当事業年度に開催された取締役会全11回全てに出席しました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	古賀一正	当事業年度に開催された取締役会全11回全て、監査役会全7回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、長年の他社の監査役経験及び金融機関における業務経験等の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として活発な発言を行っております。
監査役	南健	当事業年度に開催された取締役会全11回全て、監査役会全7回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、企業への経営支援の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	熊谷文磨	当事業年度に開催された取締役会全11回全て、監査役会全7回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額	11,700千円
-----------------	----------

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,050千円
---------------------------------------	----------

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合と認められるほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき、これに定められたグループ基本方針、グループ行動基準を役員・従業員全員が遵守するよう研修・勉強会等を通じて徹底することとする。
- ロ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社及び子会社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- ハ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- 二. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ホ. 当社は、代表取締役、取締役（常勤）及びグループコンプライアンス・オフィサーにより構成する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的な開催により、当社及び子会社のコンプライアンス管理状況の検証と問題点の把握、対策の検討等を効率的に行うこととする。
- ヘ. 当社及び子会社を対象として、法令違反その他のコンプライアンス違反などの防止及び早期発見を目的とした内部通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づき、その運用を行なうこととする。
- ト. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を設置し、当社及び子会社役職員等による業務が法令、定款または規程に違反していないか監査することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。
- ロ. 監査役は必要に応じ、保存・保管されている情報の開示・提供を受けることができることとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社及び子会社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。

- 不測の事態が発生した場合は、「緊急時対策マニュアル」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより当社及び子会社の事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- ハ. 当社は、「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的な開催により、当社及び子会社のリスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を効率的に行なうこととする。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ. 当社の取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社及び子会社の事業計画、年度予算を決定する。
- 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「経営計画規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。

#### **(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ. 当社及び子会社は、企業集団としての業績の適正を確保するため、全ての役員・従業員の判断及び行動の基準としての「グループ行動基準」を制定することとする。
- 当社は、持株会社として企業集団の経営の主体的な役割を果たすべく「関係会社管理規程」を定め、当社への付議・報告体制の整備などを含む子会社の管理体制を構築し、業務の適正化、企業集団としての経営効率の向上を図るものとする。
- ハ. 当社は必要に応じ、子会社に役員を派遣し、企業集団として業務の適正を確保することとする。
- 二. 当社は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社に対し監査室による定期的な監査を実施することとする。
- ホ. 内部通報制度は子会社にも適用することとする。

#### **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ. 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社監査役に報告することとする。
  - ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることがある。
  - ハ. 当社監査役会は、必要に応じ、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に監査役会に出席させ、その報告又は説明、意見の表明を求めることがある。
- 二. 当社及び子会社は、当社監査役へ報告を行った取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いを行わないものとする。
- ホ. 当社及び子会社の取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて当社監査役に報告することとする。

⑧ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役もしくは監査役会が、会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。

⑩ **反社会的勢力排除に向けた体制**

- イ. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をする。
- ロ. 当社及び子会社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① グループコンプライアンス管理体制

当社は、「グループコンプライアンス管理規程」とそれに基づく「グループ行動基準」を策定し、当社及び子会社の役員・従業員に対して、研修会の開催や社内広報等を通じて不斷にコンプライアンスの自覚を促すとともに、経営及び業務執行の体制においてコンプライアンスを意識した適正な組織的、手続的牽制の仕組みを構築・運用することにより、不正及び誤謬を予防して役員、従業員等と当社グループの法的安全を守り、かつその社会的責任を全うすることを目的として、「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。委員は、代表取締役、取締役（常勤）及びグループコンプライアンス・オフィサーから構成され、3ヶ月に1度開催しております。また、監査役及び監査室長は、自らの判断により、グループコンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、意見を述べております。

コンプライアンス関連研修につきましては、テーマに応じて全社集合研修、階層別研修、部門内研修を実施しており、企業理念全般、ハラスマント防止、不動産業務関連の各業法遵守、インサイダー取引防止、情報管理等のテーマが取り上げられております。内部通報制度につきましては、社内窓口に加えて社外窓口を設置するとともに、法改正等の動向も踏まえて関連規程の改定を実施しております。また、制度の周知徹底を図るために社内ネットワークへの掲示を行っております。

### ② リスク管理体制

当社及び子会社リスク情報の洗い出し・識別→評価→対応というリスク管理基本プロセス構築の根幹となる「リスク・コントロールポリシー」を定め、これに基づき「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において定期的な評価、見直しを実施しております。

### ③ 取締役・取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の取締役会は、定例取締役会の6回を含めて計11回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は、当社制定の独立性基準に基づく社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行い、経営の公正性及び透明性を確保しております。取締役の報酬等の決定につきましては、「4. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を議長とする「指名・報酬委員会」が設置されております。

サステナビリティ基本方針並びにそれに基づくマテリアリティ（重要課題）が定められ、

サステナビリティ関連事項を討議するための「サステナビリティ委員会」が設置されています。

#### ④ 子会社の経営管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務執行のうち重要なものは当社取締役会の承認を得ることとし、また、当社への報告事項についても明確化しております。当社の監査室は、全ての子会社の業務監査を実施しております。当社の内部通報制度の利用対象を子会社まで拡大するとともに、子会社の役員及び使用人へ当該制度を周知徹底しております。

#### ⑤ 監査役・監査役会の職務執行

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名は全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしており、当事業年度は計7回開催されております。

監査役は、監査役会で策定した監査方針及び年間計画に基づいて監査を実施しており、例えば、取締役会その他の重要会議への出席と監査役の立場から必要な意見表明の実施、重要書類の閲覧等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。

#### ⑥ 内部監査

内部監査計画に基づき、監査室による、当社及び子会社に対する内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。

#### ⑦ 三様監査の相互連携

監査役と会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、監査役と監査室についても、月2回の定例ミーティングを実施し、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行なっております。また、会計監査人と監査室は、会計監査人往査の際に定例会合を実施する等積極的に情報の共有を行なっております。さらに、四半期毎の監査役、会計監査人、監査室の三者ミーティングの開催や監査計画及び監査結果の相互還元や監査上の主要な検討事項（KAM）の協議等を含む意見・情報交換等、三様監査の実効性向上に努めております。

#### ⑧ 反社会的勢力排除に向けた取り組み

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、定期会合及び勉強会の参加を通じて、特殊暴力の排除及び防止対策に関する情報収集及び警察並びに関係機関との連携強化に努めております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、累進配当を基本に、非資金取引（M&Aに伴うのれんの償却額等）を除く1株当たり当期純利益の35%以上を目標に配当を実施することを株主還元方針としております。

当期の期末配当につきましては1株につき16円とさせていただきます。

# 連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,172,378	流 動 負 債	16,139,526
現 金 及 び 預 金	14,430,576	工 事 未 払 金	477,724
仕 掛 販 売 用 不 動 産	35,493,479	短 期 借 入 金	5,801,500
原 材 料 及 び 貯 藏 品	2,747	1年内返済予定の長期借入金	6,283,669
前 渡 金	773,251	1年内償還予定の社債	104,000
短 期 貸 付 金	1,964,875	未 払 金	1,018,872
そ の 他	507,448	未 払 法 人 税 等	1,453,670
固 定 資 産	6,223,875	契 約 負 債	587,768
有 形 固 定 資 産	1,546,370	賞 与 引 当 金	131,712
建 物 及 び 構 築 物	838,298	役 員 賞 与 引 当 金	121,909
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,014	そ の 他	158,699
工具、器 具 及 び 備 品	31,520	固 定 負 債	21,346,917
土 地	671,536	社 債	149,000
無 形 固 定 資 産	3,352,502	長 期 借 入 金	20,882,677
の れ ん	3,331,559	退 職 給 付 に 係 る 負 債	71,716
ソ フ ト ウ エ ア	9,540	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	68,904
そ の 他	11,402	そ の 他	174,619
投 資 そ の 他 の 資 産	1,325,002	負 債 合 計	37,486,444
投 資 有 価 証 券	844,757	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	232,407	株 主 資 本	21,306,504
そ の 他	313,257	資 本 金	3,024,969
貸 倒 引 当 金	△ 65,419	資 本 剰 余 金	13,913,899
繰 延 資 産	19,358	利 益 剰 余 金	4,375,005
開 業 費	128	自 己 株 式	△ 7,369
創 立 費	19,230	その他の包括利益累計額	△ 5,425
資 产 合 計	59,415,611	その他の有価証券評価差額金	△ 5,425
		非 支 配 株 主 持 分	628,088
		純 資 産 合 計	21,929,167
		負 債 純 資 産 合 計	59,415,611

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

招集に関する通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	47,455,431
売 上 原 価	39,482,908
売 上 総 利 益	7,972,523
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,907,238
営 業 利 益	4,065,284
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,795
受 取 配 当 金	1,071
受 取 地 代 家 賃	24,767
そ の 他	1,244
営 業 外 費 用	29,879
支 払 利 息	382,130
支 払 手 数 料	76,364
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	58,450
そ の 他	17,794
経 常 利 益	3,560,423
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,239
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	68
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,561,594
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,689,481
法 人 税 等 調 整 額	△ 488,667
当 期 純 利 益	1,200,814
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,360,780
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	143,503
	2,217,276

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	368,981	流 動 負 債	420,451
現 金 及 び 預 金	350,416	1年内返済予定の長期借入金	200,004
前 払 費 用	3,406	未 払 金	46,951
そ の 他	15,157	未 払 費 用	4,802
固 定 資 産	22,524,725	未 払 法 人 税 等	61,445
有 形 固 定 資 産	4,208	預 金	8,018
建 物	2,102	賞 与 引 当 金	12,841
工具、器具及び備品	2,105	役 員 賞 与 引 当 金	72,163
無 形 固 定 資 産	4,904	そ の 他	14,226
商 標 権	237	固 定 負 債	744,848
ソ フ ト ウ エ ア	4,666	長 期 借 入 金	733,328
投 資 そ の 他 の 資 産	22,515,613	退 職 給 付 引 当 金	11,520
関 係 会 社 株 式	22,434,405	負 債 合 計	1,165,299
長 期 前 払 費 用	43,871	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	37,336	株 主 資 本	21,747,430
繰 延 資 産	19,024	資 本 金	3,024,969
創 立 費	19,024	資 本 剰 余 金	16,888,851
資 産 合 計	22,912,730	資 本 準 備 金	774,969
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,113,881
		利 益 剰 余 金	1,840,980
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,840,980
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,840,980
		自 己 株 式	△ 7,369
		純 資 産 合 計	21,747,430
		負 債 純 資 産 合 計	22,912,730

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2024年4月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,256,744
営 業 総 利 益	2,256,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	371,800
営 業 利 益	1,884,943
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	18
営 業 外 費 用	18
支 払 利 息	19,694
創 立 費 償 却	2,113
上 場 関 連 費 用	3,228
そ の 他	279
経 常 利 益	25,316
税 引 前 当 期 純 利 益	1,859,645
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,859,645
法 人 税 等 調 整 額	56,002
当 期 純 利 益	△ 37,336
	18,665
	1,840,980

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社タスキホールディングス  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	金 井	匡 志
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	原	伸 夫
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タスキホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タスキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社タスキホールディングス

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 金 井 匡 志
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 原 伸 夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タスキホールディングスの2024年4月1日から2024年9月30日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2024年9月30日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月20日

株式会社タスキホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 古賀 一正印

社外監査役 南 健印

社外監査役 熊谷 文磨印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、累進配当を基本に、非資金取引（M&Aに伴うのれんの償却額等）を除く1株当たり当期純利益の35%以上を目標に配当を実施することを株主還元方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び上記方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭

### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 16円

総額 824,380,224円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月20日

## **第2号議案 取締役の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額につきましては、当社定款第51条第1項において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は500百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

取締役の報酬等の額を、当社の事業規模、役員報酬体系及び支給基準等を総合的に勘案し、引き続き年額500百万円以内といたしたいと存じます。本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に合致するものであり、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。

各取締役に対する具体的な金額、支給時期等は、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定いたします。

なお、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告「4. 会社役員の状況 (5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬等のうち金銭で支給するものの額につきましては、当社定款第51条第1項において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は50百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

監査役の報酬等の額を、当社の事業規模、役員報酬体系及び支給基準等を総合的に勘案し、引き続き年額50百万円以内といたしたいと存じます。本議案の内容は、当社の役員報酬決定に係る基本方針に合致するものであり、相当であるものと判断しております。

各監査役に対する具体的な金額、支給時期等は、監査役の協議によって決定いたします。

なお、現在の当社の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

#### **第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額につきましては、当社定款第51条第1項に定める報酬額とは別枠で、当社定款第51条第2項において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は100百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）に係る報酬等の額につきまして、第2号議案「取締役の報酬額決定の件」で提案させていただく取締役の報酬枠とは別枠として、改めてご承認をいただきたいと存じます。

対象取締役へ当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として相当と考えられる金額として、対象取締役の本譲渡制限付株式に係る報酬等の額を引き続き年額100百万円以内といたしたいと存じます。

また、各対象取締役への具体的な配分については、任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経た上で、その意見を尊重して取締役会において下記の範囲で決定いたします。当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要是事業報告「4. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に割り当てる本譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2024年9月30日時点）に占める割合は0.25%と希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役は4名です。

#### 記

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

## 2. 本譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる当社普通株式の総数130,000株を、各事業年度において割り当てる本譲渡制限付株式の上限とします。

但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該本譲渡制限付株式の上限数を合理的に調整することができるものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と本譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### （1）譲渡制限の内容

本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### （2）譲渡制限の解除

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### （3）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### (4) 組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
あらい ただし 荒井 稔司 (1962年9月30日生)	2006年 4月 株式会社新日本建物入社 2013年 7月 同社監査室長 兼管理本部経営企画部担当部長 2017年 8月 同社管理本部経営企画部担当部長 2018年 6月 同社常勤監査役 2023年 1月 株式会社オーラ監査役（現任） 2024年 4月 株式会社新日本建物監査役（現任） 当社監査室長（現任）	9, 300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 荒井稟司氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。  
 3. 当社は、全ての監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、荒井稟司氏が監査役に就任した場合、同氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会 場

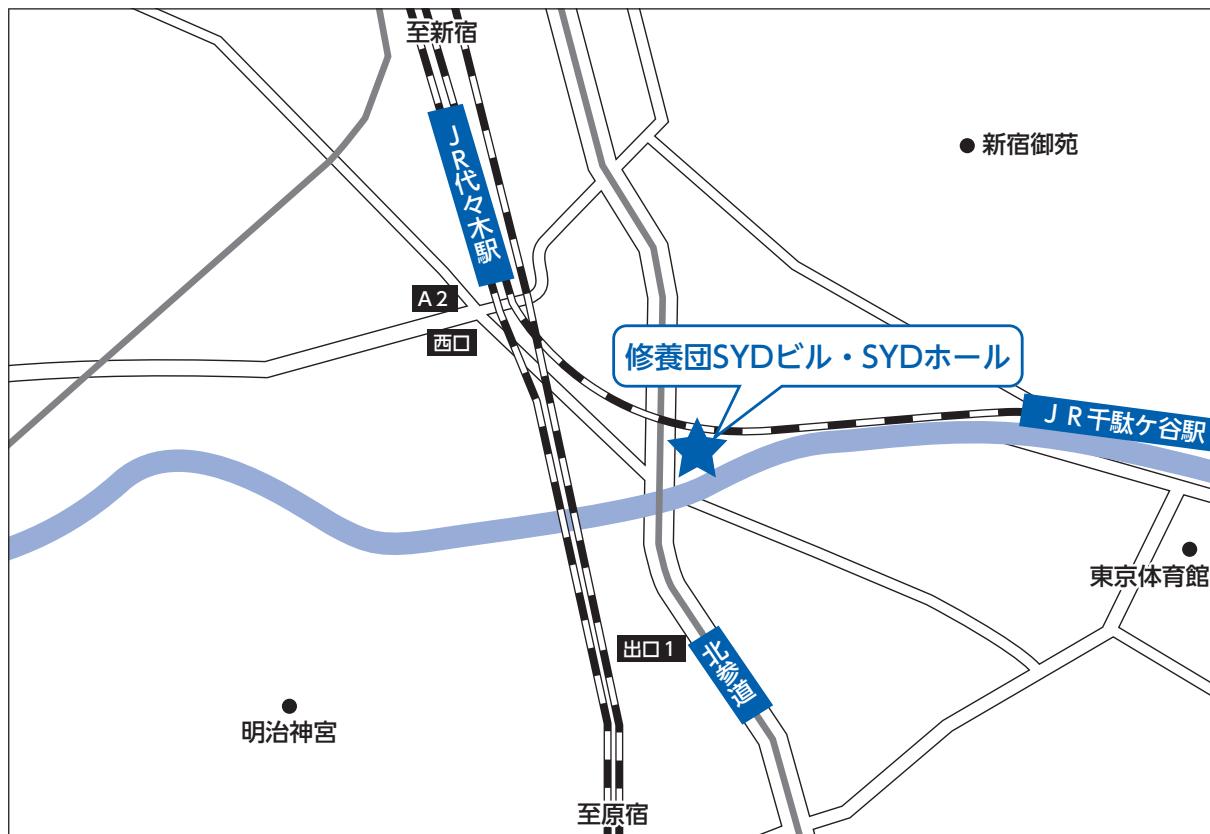
### S Y D ホール

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 修養団 S Y Dビル 2階

TEL (03) 3405-5555

## 交 通

J R 山手線・中央線「代々木」駅下車 西口より徒歩5分  
都営地下鉄 大江戸線「代々木」駅下車 A 2出口より徒歩6分  
東京メトロ 副都心線「北参道」駅下車 出口1より徒歩3分  
J R 中央線「千駄ヶ谷」駅より徒歩7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。